平成１９年１０月２５日
第２１回代表者会
当日配布資料１

自治基本条例への男女共同参画の位置付け方に関する議論の整理

市民会議・市民フォーラムでの議論の経過（参考資料を参照）

- **男女共同参画に関する現状認識（要旨）**
- **市民会議での議論の経過（要旨）**

第20回代表者会での論点の整理

- **人権問題や男女共同参画に関する基本的な姿勢**
- **自治基本条例への男女共同参画の位置付け方（基本方針）**

第21回代表者会での論点

- **想定される課題**

上越市の自治の様々な場面では、依然として、女性に対する差別が解消されていないことから、男女共同参画は最重要課題である。

↓

市民会議での議論の中で、男女共同参画は関心が高かった項目である。
ただし、自治基本条例への位置付け方は議論が分かれている。

↓

人権や差別の問題は、対象者の数の多寡の問題ではなく、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの基本的人権を守ることが必要である。

↓

「最高規範」である自治基本条例の「基本理念」と「自治の基本原則」に「あらゆる人権・差別の解消の必要性」を位置付け、それぞれの人権問題に対する理念や具体的な制度などは、男女共同参画条例などの個別条例に委ねる。
（自治基本条例は全ての人権尊重に関する個別条例の根拠となる）

↓

- 現在の提言書（素案）の規定とする
- 「人権の尊重」全般を強調する。（他の人権問題も並列的に例示する）
- 市民参画の場面において、人権問題の主な例示として「性別」を掲げる。
- 審議会の委員選任に関して「男女共同参画」に基づく制度（クオータ制）を規定する。
- 左記以外の形で、男女共同参画のみに関する直接的な規定を設ける。

「人権の尊重」全般を強調する。（他の人権問題も並列的に例示する）

↓

ケースA、ケースB

市民参画の場面において、人権問題の主な例示として「性別」を掲げる。

↓

ケースC、ケースD

審議会の委員選任に関して「男女共同参画」に基づく制度（クオータ制）を規定する。

↓

ケースE

現在の提言書（素案）の規定とする

↓

「最高規範」である自治基本条例に男女共同参画を規定しないと、当市における男女共同参画の取組が後退してしまうのではないか。（これまでの取組が後退するという印象を受けるのではないか）

↓

●最高規範の基本理念に沿わない条例の改正は、違法の改正となるものであるものであり、現在の規定で十分ではないか。
●現行の男女共同参画基本条例の内容が基本理念に沿っていることを前提として、最高規範性との複合的な効果で、改正による取組み後退の防止を担保することになるのではないか。

ケースA、ケースB

↓

共通課題①
基本理念のうち、「人権の尊重」に関する事項だけを強調する理由は何か。
⇒「非核平和への寄与」「地球環境の保全」「地域特性の尊重」も強調する必要性が生じるのではないか。

ケースC、ケースD

↓

共通課題②
人権問題に関して「性別」のみを主な例示として挙げることの根拠
⇒例示としての扱いではあるが、他の人権問題に優先させて「性別」を挙げることは妥当か。

ケースE

↓

共通課題③
自治に関する最高規範の中で、人権や差別の問題について、取組や位置付けに政策的な優先順位を付けることが妥当か。

男女共同参画は、人口の半分が女性であることから、市として、他の人権や差別の問題よりも政策的に優先させて取り組むことが必要である。

↓

「最高規範」である自治基本条例に、男女共同参画の理念や、それを具体的に推進するための制度を、他の人権・差別の問題よりも強調して位置付ける。

※ ---------→ は考え方によっては関連あり